

## 産業廃棄物処分業許可証

住 所 徳島県徳島市津田海岸町2番90号

氏 名 有限会社徳島興産  
代表取締役 山本 宏典

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条の2第1項~~ <sup>第14条第6項</sup> の許可を受けた者であることを証する。

徳島県知事 飯泉 嘉門



許可の年月日 令和4年3月4日

許可の有効年月日 令和9年1月9日

### 1. 事業の範囲

#### (1) 事業の区分

中間処理(破碎)

#### (2) 取り扱う産業廃棄物の種類

破碎: 木くず

(以上1種類, 特別管理産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)

### 2. 事業の用に供する全ての施設

施設の種類: 破碎施設 (SP350H型)

設置場所: 徳島市津田海岸町1125番5

設置年月日: 平成18年10月1日

処理能力: 木くず 160.0 t/日 (8時間, 20.0 t/h)

許可年月日: 平成17年2月28日

許可番号: 208

### 3. 許可の条件

夜間は, 2に掲げる施設について稼働しないこと。

### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成19年1月10日 新規許可

平成23年12月28日 変更届出 (住所の変更)

平成24年2月7日 更新許可

平成29年2月2日 更新許可

令和4年3月4日 更新許可

### 5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・ 無